

札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）5 月 17 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

（札幌市区の設置等に関する条例の一部改正）

第 1 条 札幌市区の設置等に関する条例（昭和 46 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表札幌市中央区役所の項中「札幌市中央区大通西 2 丁目」を「札幌市中央区南 3 条西 1 1 丁目」に改める。

（札幌市区民センター条例の一部改正）

第 2 条 札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区民センターの項札幌市中央区民センターの目中「札幌市中央区南 2 条西 1 0 丁目」を「札幌市中央区南 3 条西 1 1 丁目」に改める。

（札幌市福祉に関する事務所設置条例の一部改正）

第 3 条 札幌市福祉に関する事務所設置条例（昭和 46 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表札幌市中央区保健福祉部の項中「札幌市中央区大通西 2 丁目」を「札幌市中央区南 3 条西 1 1 丁目」に改める。

（札幌市保健所及び保健センター設置条例の一部改正）

第 4 条 札幌市保健所及び保健センター設置条例（平成 9 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表札幌市中央保健センターの項中「札幌市中央区大通西 2 丁目」を「札幌市中央区南 3 条西 1 1 丁目」に改める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日

から施行する。

- 2 第2条の規定による改正後の札幌市区民センター条例別表1区民センターの項に規定する札幌市中央区民センターの同条例第4条第1項に規定する有料施設に係る同条例第9条に規定する使用承認等の手続、使用料又は同条例第14条第1項に規定する利用料金の支払手続その他当該有料施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(理由)

中央区役所、中央区民センター、福祉に関する事務所である中央区保健福祉部及び中央保健センターを新たに整備する中央区複合庁舎に移転するため、本案を提出する。